

歳出予算事業概要書

款 項 目	03 02 04	民生費 児童福祉費 児童福祉施設費	前年度 当初予算	前年度 現計予算	各課 要求額	調整結果額			所属課コード	1505000000					
						うち復活額	一般財源	所属課名	児童家庭課						
						0	0	0	内線番号						
大 中 小 細	011 00 00 0	児童デイサービス事業	財源内訳		国庫支出金 県支出金	地方債	その他	一般財源	実 施 計 画	部 章 節 細 節	実施計画計上額				
						2,328	1,164	0	890	1,165	0				
1. 事業の概要と必要性						節			本年度の財源内訳						
(1) 事業の概要						区分		金額		財源 款 項 目 節 細 節 金額					
在宅障がい児の地域における生活を支えるため、対象となる児童が知的障害児通園施設あかしやを一時的に利用して療育指導等を受けられるデイサービスを行う。						1	報酬	1,652	負担	13	02	01	02	005	517
(2) 事業効果						4	共済費	567							
在宅障がい児が身近な地域で療育指導を受けられることにより、在宅障がい児家族の福祉の向上をめざす。						7	賃金	2,124	国庫	15	02	02	01	030	2,328
						8	報償費	266							
						11	需用費	677	都道	16	02	02	01	063	1,164
						12	役務費	125							
						13	委託料	6	諸収	21	03	03	03	034	147
						18	備品購入費	130	諸収	21	03	03	03	055	226
2. 根拠法令						その他の雑入(児童家庭課)									
障害者自立支援法															
3. 用地の状況															
4. 基本計画との関連															
5. 本年度の計画効果															
(1) 事業計画															
親子来園により、1日当たり平均利用児童数(見込)4人で、週5日実施。															
(2) これまでの経過															
在宅障がい児家庭からのあかしやへの外来による相談・療育は、平成12年10月から「障害者(児)地域療育支援事業」の一環として実施してきたが、平成18年10月施行の障害者自立支援法施行に伴い県が事業を見直し、平成19年度から外来による療育等は当該委託事業から外されることとなった。															
外来による療育等は、在宅の障がい児とその保護者にとって数少ない相談・指導を受けられる場であり、現在約25人の児童が登録している。(1日5~6人ずつ、1人が週1回程度来園)これらの児童とその保護者は在宅又は幼稚園等に通いながらあかしやの外来を利用して、県内に2ヶ所しかない知的障害児通園施設としてのあかしやの施設機能を利用する貴重な機会を提供するうえで不可欠の事業である。															
よって、平成19年度から、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として新たに事業実施することにより、在宅障がい児家族の福祉の向上をめざす。															
6. 財源の説明															
1 財源内訳															
負担金及び分担金(児童デイサービス利用料)						517,000千円									
国庫補助金(在宅心身障害者福祉対策費補助金)						2,328千円									
県補助金(児童居宅生活支援事業費補助金)						1,164千円									
雑入						372千円									
目的別															
性質別															